

議案第50号

さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月3日提出

さいたま市長 相川 宗一

さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市衛生関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第312号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
[略]		[略]	
<u>35</u> [略]		35 薬事法第26条第3項ただし書の規定による医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 8,700円
<u>36</u> [略]		<u>36</u> [略]	
<u>37</u> [略]		<u>37</u> [略]	
<u>38</u> [略]		<u>38</u> [略]	
<u>39</u> [略]		<u>39</u> [略]	
<u>40</u> [略]		<u>40</u> [略]	
<u>41</u> 薬事法施行令第45条第1項の規定による薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換え交付	[略]	<u>41</u> [略]	
		<u>42</u> 薬事法施行令第45条第1項の規定による薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与	[略]

			の相手方の変更許可証 の書換え交付
4 2 薬事法施行令第 4 6 条第 1 項の規定によ る薬局開設の許可証、 医薬品の販売業の許可 証又は高度管理医療機 器等の販売業若しくは 賃貸業の許可証の再交 付	[略]	4 3 薬事法施行令第 4 6 条第 1 項の規定によ る薬局開設の許可証、 医薬品の販売業の許可 証、高度管理医療機器 等の販売業若しくは賃 貸業の許可証又は医薬 品の販売若しくは授与 の相手方の変更許可証 の再交付	[略]
4 3 [略]		4 4 [略]	
4 4 [略]		4 5 [略]	
4 5 [略]		4 6 [略]	
4 6 [略]		4 7 [略]	
4 7 [略]		4 8 [略]	
4 8 [略]		4 9 [略]	
4 9 [略]		5 0 [略]	
5 0 [略]		5 1 [略]	
5 1 [略]		5 2 [略]	
5 2 [略]		5 3 [略]	
5 3 [略]		5 4 [略]	

附 則

この条例は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。